

## 一般財団法人観光まちづくり佐伯事業推進委員会設置規程

### (目的)

第1条 定款第51条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯(以下「法人」という。)の事業の推進に関し、関係者の意見及び提案等を調査並びに研究するために設置する一般財団法人観光まちづくり佐伯事業推進委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を次のとおり定める。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) さいきツーリズム戦略との連携に関すること
- (2) 佐伯市市街地ランドデザイン事業との連携に関すること
- (3) その他佐伯市計画との連携に関すること
- (4) 各種資料及び統計の収集、分析、調査及び活用に関すること
- (5) 新規事業の調査検討に関すること
- (6) その他、理事長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次のとおり10人程度の委員で組織するものとし、理事長が選任する。

- (1) 会員
- (2) 経済関係団体及び事業者
- (3) まちづくり関係団体及び事業者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者
- (6) 事務局職員

2 委員会は、前条各号で定める事業等ごとに組織することができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、理事長が定める。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長1人、副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初にかかれる会議については、理事長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(報酬等)

第7条 委員に対して、報酬を支給することができる。

2 委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項の額は、佐伯市条例及び評議員及び理事、監事の報酬並びに費用弁償に関する基準に準ずるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局規程第4条第1号の市場戦略責任者が処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、令和6年3月11日から施行する。